

答 申 第 38 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 2 年 4 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が平成 30 年 9 月 22 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」が実施した「多様な性と生活についてのアンケート調査」に係る文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 11 月 5 日に行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、本決定の取消しを求めたものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本件非開示部分の多くは学術的なことがらであり、公開に支障があるとは考えられない。本アンケート調査について、調査の信頼性や妥当性、検証可能性の確保という観点から本件非開示部分は開示されるべきである。また、今回実施機関が特定した文書のうち、件名が挙げられたもの以外にも、請求内容に該当する文書が存在するものと思料される。本決定において、その存在を示さないのは不当であり、それらについても特定のうへ開示することが妥当である。さらに、非開示決定がされた情報のうちの一部が三重県文化振興事業団において開示されているので、同様の内容については開示が妥当である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件非開示部分は個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るもの若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害する情報である。

また、本件非開示部分は法人の事業等に関する情報であり、公にすることにより当該法人の社会的評価を貶めることになり同法人の事業の円滑な遂行を阻害するとともに今後の事業活動において競争上不利益を与える。また調査研究に関する事務における審議、検討又は協議に関する情報であり、未成熟、事実関係の確認が不十分な情報が含まれている。

当該情報を公にすることにより、将来の同種の事業・事務において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、県民等への誤解や憶測を招き、

不当に県民等の間に混乱を生じさせ、特定の者に不利益を及ぼす。

したがって、条例第7条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成29年に三重県文化振興事業団が管理・運営する三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）が三重県立高等学校に在籍する2学年生徒を対象として行った「多様な性と生活についてのアンケート調査」に関する文書であり、県立学校長会議や実施機関内部での報告資料、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）と調査について打合せ等を行った際の文書である。

(3) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(4) 条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認

められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられることになる。

(5) 条例第7条第5号（審議検討情報）の意義について

本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられ、歪められたり、特定の者に利益や不利益をもたらすことなく、適正な意思形成が確保される必要から定められたものである。

(6) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(7) 条例第7条各号の該当性について

ア 県立学校長会議資料

本件アンケート調査の結果に関し、県立学校長会議で実施機関が提示した資料が対象となっている。非開示とされている部分は起案文書の修正に関する記載、またそれに関して資料に記載のある連絡カード利用状況の提出者の数字である。実施機関によると、「データの正確性が担保できず、広く公にすることにより県民等への誤解や憶測を招く。また調査を行った三重県男女共同参画センターの社会的評価を貶め、将来の同種の事業・事務の遂行に際し外部の協力が得られなくなるなど著しい支障を及ぼす。」ということであったが、文書の修正理由が開示されている以上、修正した内容を公開することで、誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれまたは三重県男女共同参画センター及び県の業務に対する信頼が損なわれることにより、今後同種の事業を実施する際に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められない。同様に、連絡カードの提出者数についても、アンケートを行うに際し、「連絡カー

ド」を提出した生徒数が記載されているのみであり、公開することで誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれがあるとは認められないため、これらの情報は条例第7条第5号及び第6号には該当せず、他の非開示情報にも該当しないため、開示が妥当である。

イ 調査研究事業、アンケート調査報告書についての打ち合わせ

本アンケート調査結果について、今後の対応等につき関係機関等と打ち合わせを行った内容が公文書として特定されている。非開示文書は、調査研究に係る事務の試行錯誤の段階のものであり、公にすることで自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとは認められ、条例第7条第6号に該当し、非開示が妥当である。なお、実施機関はこれらの情報は条例第7条第2号、第3号及び第5号にも該当すると主張しているが審査会としては条例第7条第6号に該当すると認めるため条例第7条第2号、第3号及び第5号の該当性については判断しない。

一方で、打ち合わせに使用したメールの件名と、日付、宛先が非開示となっている部分があるが、これらの情報は研究の根幹をなす部分であるとは認められず、既に開示されている他の文書において同様の情報が開示されていることを考慮すると、条例第7条第6号には該当せず、他の非開示情報にも該当しないため、開示が妥当である。

(8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「今回実施機関が特定した文書以外にも請求内容に関する文書が存在すると思料される。」と主張をしている。実施機関によると、「本件審査請求を受けて今回対象とした文書以外のアンケート調査に係る文書の存在が判明したので、別途開示決定を行った。」とのことであった。この実施機関の対応は、不適切とまでは言えないが、当初の開示決定を行う段階で、請求内容に対応する全ての公文書を網羅したうえで特定することが望ましかったといえる。

(9) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
H31.2.21	・ 諮問書及び弁明書の受理
H31.2.28	・ 実施機関に対して、対象公文書の提出依頼
H31.3.12	・ 審査請求人からの反論書の受理
H31.3.20	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
H31.4.3	・ 審査請求人からの意見書の受理
R1.6.26	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (第40回三重県情報公開・個人情報保護審査会)
R1.7.16	・ 審議 (令和元年度第4回第1部会)
R1.8.29	・ 審議 (令和元年度第5回第1部会)
R1.9.26	・ 審議 (令和元年度第6回第1部会)
R1.10.16	・ 審議 (令和元年度第7回第1部会)
R1.11.20	・ 審議 (令和元年度第8回第1部会)
R1.12.25	・ 審議 (令和元年度第9回第1部会)
R2.2.13	・ 審議 (令和元年度第10回第1部会)
R2.3.18	・ 審議 (令和元年度第11回第1部会)
R2.4.15	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第1回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した会長及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。